



# はーと なび



一般社団法人 全国腎臓病協議会 通院介護委員会

〒113-0021 東京都文京区本駒込 2-29-24 パシフィックスクエア千石 802

2021年7月6日発行

TEL:03(5395)2631 FAX:03(5395)2831 E-mail:sougei@zjk.or.jp

## スイカ・パスモでの障害者割引 来年後半めどに導入 国交大臣も関東圏の障害者用 IC カード導入加速を指示

関西圏で導入されている交通系 IC カードによる障害者割引が、2022 年度後半をめぐりに関東圏の鉄道でも導入される見通しです。

関西圏では障害者割引に対応した専用の IC カード（障害者用 IC カード）が約 60 の鉄道・バス事業者で利用でき、利用の都度障害者手帳を見せなくても割引を受けることができます。しかしながら、関東圏で流通している交通系 IC カードのスイカ・パスモは障害者割引に対応しておらず、割引を受けるときには、障害者手帳の提示が必要です。

この状況に対し国土交通省はかねてより首都圏での障害者用 IC カード導入を事業者へ求めてきましたが、今年 6 月、JR 東日

本や首都圏の私鉄など 69 事業者でつくる「関東 IC カード相互利用協議会」では来年度後半を目標に障害者用 IC カードを導入すると発表しました。

国土交通省ではさらに障害者用 IC カードの導入の加速化を求めており、6 月 11 日に発した大臣指示のなかで、特急車両における車いす用フリースペースの導入とあわせて 2022 年度内の実現にむけて取り組みを着実に進めることを指示しています。

【参考】国土交通省「真の共生社会実現に向けた新たなバリアフリーの取り組み」に関する大臣指示について：

[https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09\\_hh\\_000298.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000298.html)

## 《トピックス》

### 高額介護サービス費自己負担限度額 8 月 1 日から新たに 2 区分が増設

高額介護（予防）サービス費の自己負担について、8 月から上位 2 区分が新設されることになりました。このことにより、課税所得 380 万円（年収約 770 万円）以上の人は、これまでの月額 44,400 円から所得に応じ、月あたりの負担限度額が引き上げられます。

高額介護（予防）サービス費とは、介護保険制度で 1 カ月に支払った介護費用の自己

負担合計額に上限を設け、この上限を超えた分が払い戻される制度です。これまでの上限額は最大で月額 4 万 4,400 円でしたが、新たに 9 万 3,000 円、14 万 100 円の区分が設けられます。

月額 9 万 3,000 円に該当するのは、利用者本人または同一世帯内の 65 歳以上の方が課税所得 380 万円以上 690 万円未満（年収約 770 万円～1,160 万円未満）である世帯、14 万 100 円に該当するのが、利用者本人または同一世帯内の 65 歳以上の方

が課税所得 690 万円以上（年収約 1,160 万円以上）である世帯です。

また、老人保健福祉施設などの介護保険施設やショートステイを利用する低所得の方の食費についても、一定額以上の収入や預貯金などがある場合、負担額が見直されます。いずれも詳しくは、厚生労働省の周知用ポスター・リーフレットをご覧ください。

#### 【リンク】

厚生労働省 高額介護サービス費の負担限度額が変わります（PDF）：

<https://www.mhlw.go.jp/content/000334526.pdf>

厚生労働省 食費の負担限度額が変わります（PDF）：

<https://www.mhlw.go.jp/content/000334525.pdf>

## 市町村等による有償の交通実証実験 自家用有償旅客運送“許可”の方針

市町村等が新たな移動手段を導入する際に利用者の実態把握を目的に行う実証実験（本格稼働前に実際と同じように運行を行い、利用状況を調べる実験）について、これを自家用有償旅客運送として行う場合、道路運送法 78 条第 3 号「公共の福祉を確保するためやむをえない場合」として“許可”の取扱いとする方針を国土交通省が発表しました。

本格稼働後に有償で行われる移送サービスの実証実験は有償であることが望まれますが、実験であっても、自家用車を使った移送を有償で行う場合は、旅客自動車運送事業の許可または自家用有償旅客運送の登録が必要です。しかしながら、それらは手続きに手間や時間を要するため迅速に実験を開始できない問題があり、そのためにやむを得ず無償で行われる実証実験があるといわれています。

実証実験を自家用有償旅客運送の登録で

はなく許可の取扱いとする国土交通省のねらいは、許可基準を緩和することで手続きの処理期間を 2 週間程度に短縮し、有償実験へのハードルを下げることにあります。

対象となる実証実験は、市町村、NPO 等が運送主体であり、一市町村を運送区域として期間を限定し（原則 1 年）、対価が実費の範囲内で行われる実証実験です。実証実験の自家用有償旅客運送“許可”の取扱いは、7 月下旬から開始される予定です。

【参考】国土交通省 地域の輸送に係る課題解決のため市町村等が行う期間を限定した社会実験としての自家用自動車による有償運送の取扱いについて（概要）：

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000220332>

## 《事務局より》

### ■脱出用ハンマーの使用方法和選び方

冠水した道路を自動車で行った場合、エンジンが停止するほか、水位によっては水圧等で車内からドアや窓を開くことができなくなる場合があります。国土交通省では、車内からの脱出が困難になった場合に備えて、窓ガラスを割るための器具「脱出用ハンマー」を用意するよう運転者へ呼びかけています。また、「脱出用ハンマー」の種類や使用方法、選び方についての動画を公開しています。

【リンク】動画 水没時における脱出用ハンマー使用方法の注意点について：

<https://youtu.be/WqzaHX8TEYM>

上記動画の概要（PDF）：

<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001410818.pdf>